

政府開発援助を拡充することを申し合わせるとともに、アルシュ・サミットの際、3年間3000億円程度の環境ODA実施目標を表明したが、その後2年間でこの目標をほぼ達成した。1990年度の実績は1654億円であり、5年間に5倍増となっている。地球環境保全がわが国が最も国際社会のために貢献できる、また、貢献すべき分野であることから、途上国の様々な環境問題や地球環境問題に国際協調の下で取り組むことを基調にしつつ、今後とも、引き続き環境ODAの充実・強化に努めていく必要がある。他方、このような金額を投じていく上では、環境協力の効率的、効果的実施が重要な課題となる。

(3) 二国間の資金協力の役割

十分な相互理解の上に立って相手国の実情に応じた支援を行う重要な手段として、多国間の資金協力との整合性を保ちつつ、二国間の資金協力を積極的に推進する必要がある。この場合、環境保全対策が、短期的には勿論、長期的にも直接の利益を生みにくいことに対応して、環境法制、組織、人材等の行政基盤の整備、自然環境保全等のための協力や環境保全にも効果のある上下水道、廃棄物処理等の都市の居住環境、生活インフラ整備のための資金協力にはなるべく譲許性の高い資金を優先的に配分するよう努めていく必要がある。他方、被援助国側でもこれに対応して、通常の開発事業の中にも環境面からの配慮を徹底して加え、必要に応じて事業の設計自体を変更し、あるいは開発計画全体を調整する必要がある場合もあり得よう。

(4) 多国間開発援助機関の活用

国連機関をはじめとする国際機関はそれぞれの役割を担っており、その間の連絡調整と適切な機関の活用が重要である。その中で、多国間開発援助機関については、世界銀行、国連開発計画(UNDP)等を通じた既存の仕組みによる援助をいっそう強化する必要がある。また、従来の仕組みによって効果的に対処しにくい全地球的な環境問題に対する途上国の取り組みを支援するための多国間協力については、世界銀行、UNDP、国連環境計画(UNEP)の三者によって試験的に設立された地球環境ファシリティ(GEF)を中核的な仕組みとして位置づけ、途上国が地球環境保全に取り組むための追加的資金を提供するというその設立目的に沿って充実を図るとともに、途上国の意向が反映されるよう管理・運営体制を改善することを検討すべきである。さらに、水資源の保全、下水道の整備、廃棄物の管理と適正処分、土壌侵食、自然災害の防止等、途上国の差し迫った国内の環境問題にも対応できるよう、地域開発銀行その他の国際開発金融機関の機能を強化することを検討すべきである。

(5) 途上国のための資金の動員方法

ア 資金需要見積、調達及び利用のための計画の策定

途上国においては、全国的かつ長期的な環境保全基本計画を策定するとともに、自助努力を前提にした持続可能な開発のための資金需要とその財源の調達、利用方法等に関する計画を作成し、対策・事業の優先度に即して資金需要を明確にしていくことが、多国間協力によるものを含め、国際的資金供給の仕組みを確立する上で重要である。この場合、資金需要見積には、政府の行う対策・事業のみならず、民間の事業も含めることが望ましい。先進国は、開発の主役は途上国自身であり、援助は途上国自身の自助努力を支援するものであるとの立

場を維持しつつ、途上国との密接な政策対話を通じてこのような考え方に理解を求めていく必要がある。

イ ノウハウと資金の統合

途上国においては、中小規模の工場による汚染が大きな問題である。わが国では、市街地に散在している工場を一箇所の工業団地に誘導して共同処理を行ったり、緩衝緑地を設置したり、その他各種公害防止対策を講ずる民間企業に対して低利融資や建設譲渡等の事業を行う公害防止事業団が設置されて成果を挙げている。途上国においても、このような方策は参考になると思われる。わが国としては、公害防止事業団の経験を紹介し、また、そのような機関設立に対する支援の要請があった場合、同事業団がこれまで培ってきた技術と経験を生かして協力するとともに、その事業資金としてわが国から資金協力を行うことも検討に値する。

ウ 環境保全型投資の開拓

民間資金を環境保全に役立つ投資に誘導していくことも重要である。公害防止機器・設備の製造、環境エンジニアリング、資源の再生利用、自然環境を保全しつつそれを生かした観光業を営むことにより地元にも収益をもたらす"エコツーリズム"等への投資がこれに含まれる。

第2節 環境上健全な技術の移転のあり方

先進国と途上国とは、技術を支える教育の水準、技術に関わる設備の経費負担能力等が大きく異なり、また、それぞれの国に固有の歴史的、社会的条件、その土地に根ざした伝統的技術、意思決定のしかた等が存在するため、先進国の技術をそのまま「移転」しても役に立ちにくい。従って、相手国と共同でその国に適した技術を開発し、改良し、普及・定着させることも重要である。また、途上国がそのような技術を開発・改良・普及する能力を身につけることができるよう、途上国の研究者・技術者の育成・訓練を技術協力の一環として重視していく必要がある。

その際には、以下のような点に配慮しつつ、各種形態の技術協力及び資金協力を有機的に組み合わせていくことが効果的であろう。

(1) 中小企業の技術・経験の活用

わが国の技術や経験を提供するに当たっては、途上国の産業の多くが中小企業により成り立っていることに鑑み、我が国産業の近代化・合理化の中で環境保全対策を実現した中小企業の経験が重要であることに留意する必要がある。また、途上国においては皮なめし、メッキ、繊維、染色、食料品等の工場からの廃水等が大きな問題となる場合が多いが、こうした問題に対しては、公害防止事業団、中小企業の協同組合、商工会議所の公害相談室等の経験をわが国の環境協力に活かしていくことが重要である。

(2) 資源・エネルギーの利用効率に関する技術・ノウハウ

大気汚染、水質汚濁、廃棄物による土壌・水質の汚染をはじめとする多くの環境問題の解

決が資源やエネルギーの利用効率の向上と不可分の関係にあることに留意しつつ、この分野でわが国が有する優れた技術やノウハウを各種形態の技術協力により積極的に移転していくことが環境保全のためにも重要である。

(3)技術移転・研究国際ネットワークの構築

個々の途上国に適した具体的技術、ノウハウについては、途上国自身が自国にある技術を含め正確に把握していない、あるいは先進国側でそれらに関する情報が体系的に整理されていないといった問題があり、途上国におけるデータベースの構築や技術情報の収集・分析・管理体制の整備、技術交流セミナーの開催等により克服していく必要がある。この点で、わが国の ODA によりタイ、中国、インドネシア等の国で建設・運営が進められている環境研究・研修センターやその他各国の研究機関と UNEP の国際環境技術センターのネットワーク化を各国と協力して推進していくことが効果的である。

(4)途上国の施設等の活用

途上国による環境保全技術の修得には、わが国の協力により設置された環境研究・研修センターを含めた途上国の施設において、周辺の途上国にも開放して研修、研究等を行うことが、途上国相互間の技術交流をも促進することができ、効果的である。

第3節 環境 ODA の効果的实施

わが国の ODA は、途上国の自助努力を支援することを原則とし、途上国からの要請に基づいて援助する仕組み(要請主義)になっているが、援助国、被援助国双方の長期にわたる確固とした政策的取り組みを必要とする環境保全対策・事業を効果的、効率的に実施するためには、途上国に対する特定の援助事業の押しつけになることを避けつつ、被援助国との政策対話の強化等を通じ、案件形成を共同で行うとともに、重点的に次のような方策を講じていくことが有効である。

(1)環境状況の把握及び環境保全基本計画作りへの支援

各国が自国の環境の現況、問題等を的確に把握し、かつ計画的に環境保全に取り組んでいくことは、効果的援助の実施の上で重要である。そのため、途上国が行う環境に関する基礎調査、モニタリング等に関する支援を重視するとともに、各国の環境保全基本計画の作成を支援していく必要がある。自然資源の管理に関しては国家主権の問題を生ずるおそれもあるので、国際機関や多国間合意の場を通じて対策・事業の優先度などの基準を明かにし、また、援助国が役割分担して協力を行うことが効果的な場合もあろう。

(2)モデル事業の実施

環境保全対策への取り組みをより効果的なものとする観点から、対象地域を限定した汚染防止対策計画の策定や、技術・設備の全国的普及を可能にするような波及効果が期待される対策については、モデル事業として特定の地域で実施することを検討すべきである。

(3)事前、事後の評価の充実

環境 ODA をより効果的、効率的なものにするため、事前・事業実施中・事後の調査・分析・評価等を充実させることが重要であり、その際できるだけ相手国との共同作業により、または第三者機関に委託してこれを行うことも検討すべきである。

(4)地域環境協力の推進

地理的、歴史的あるいは経済的に関係を有する国々は、しばしば環境問題やその背景にも共通性または関連性を持っている。このような国の中で国境を越えた環境問題について共通の対処基盤を持つことは、環境問題への効果的・効率的対処の上でも重要である。このような観点から、わが国はアジア・太平洋地域において次のような地域環境協力を推進すべきである。

ア 朝鮮半島、中国大陸、ロシア共和国等の日本海、黄海及び東シナ海周辺地域において、関係国が協力して海洋汚染、酸性雨対策、渡り鳥保護等の諸課題について情報交換を行い、必要に応じ特定課題について共同で取り組むこと。特に酸性雨問題については、気象等の関連条件を含めた現況調査や開発事業における環境配慮の徹底に共同して取り組むこと。

イ 太平洋地域の途上国の温暖化対応戦略の策定等に対する支援。

ウ 1992 年 1 月の「科学技術・環境の進展のための日米グローバル・パートナーシップ行動計画」に従い、「開発途上国における環境の保護と自然資源の賢明な利用を通じて持続可能な開発を促進するために、既存の関係機関のより効果的な利用を探索するとともに、開発途上国による自然資源の管理及び保全のための資源センター設立を支援する可能性につき検討」し、また、「地球規模の変動に関する研究における地域的アプローチ及び地球規模の変動に関する地域研究所のネットワーク」づくりを進めること。

第 4 節 環境配慮の充実

国際協力に際し、個々の事業を行うに当たって事前に環境影響評価を行うにとどまらず、援助政策の企画・立案、国別援助計画の策定、ODA 等案件の形成協議から、事業実施を経て事後の評価、フォロー・アップに至るまでの段階で、持続可能な開発の見地から環境配慮の組み込みを充実・強化する必要がある。

開発援助の実施に当たっては、援助する先進国側のみならず途上国側においても、事前に環境影響評価を行うことが制度化されている場合が少なくない。わが国においても、JICA、OECD 等の援助実施機関がそのための指針、内部手続きや組織・体制の整備に努めているところであるが、環境調査、援助事業の現場における環境配慮の徹底を含め、環境影響評価等の環境配慮の実施を強化するとともに、政府の統合的な環境影響評価の仕組みを作っていく必要がある。評価は、必要に応じ代替案の検討や実施中及び事後のモニタリング、環境管理計画策定を行うことを含めて、広く経済・社会・文化的な見地も含めた持続可能な開発の実現の観点から行うことが重要である。なお、日本輸出入銀行等の政府系金融機関においても、その融資する事業に関して環境配慮を充実させていく必要がある。

環境配慮の充実・強化を図るに当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1)特に慎重な対応を要する案件

環境影響評価に当たっては、以下の諸点につき慎重に相手国と協議する必要がある。

- ア 環境の質に関しては、当該国の法令・基準を遵守すること。しかしながら、国際的水準に照らしてその基準が十分でないこともあるので、国際的水準に照らして公害防止対策、自然環境保全対策が十分であるか否かについても慎重に検討すること。
- イ 有害物質、有害廃棄物等の取扱いを伴う案件においては、関連する条約又は国際機関で定めている指針等、一般に受入れられている国際的基準を参考にしつつ、最も適切な取扱いがなされること。
- ウ 住民の強制移住を伴う開発案件については、相手国側の責任において OECD/DAC の指針等に沿った措置を講じることとなっていること。
- エ 大規模な開発事業に伴って森林が伐採されたり、野生生物生息地が水没したりする場合、地域全体として、生態系の健全さが著しく損なわれることにならないこと。また、隣接して残される森林の生物多様性の保全を含め多面的な環境保全機能が維持されること。
- オ フロン・ハロン類の削減、廃止等、条約等により明確に対策の推進が規定されているものについては、当該条約等による対策推進の方針とそごを来さないこと。

(2)環境配慮の方針の周知

わが国の ODA 等実施に当たっての環境配慮に関する方針については、相手国の理解を得ることも重要であるので、予め内外に表明しておくとともに、事業実施の協議に際しては相手国側に十分に説明する必要がある。

(3)国別環境情報の有用性

環境影響評価を充実させる上で、現地の環境に関する情報、データの不足が大きな問題である。OECD/DAC の指針に沿って環境調査の充実を図るとともに、途上国においてそのようなデータを収集・評価・管理するための体制の整備、人材の養成等に対し、相手国とも協議の上支援していく必要がある。

(4)環境配慮の経験の活用

より効率的・効果的な環境配慮のため、環境影響評価事例のデータベース化・援助機関間の情報交換、データベースの相互利用等を推進する必要がある。

第 5 節 実施体制の整備

環境 ODA の拡充及び ODA 一般における環境配慮の実施に当たっては、ODA をめぐる既存の制度及び組織を最大限に活用しつつ、以下のような措置を講ずることにより、その実施